

外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、その交付については、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、県内で雇用される外国人技能実習生及び特定技能外国人（以下「外国人技能実習生等」という。）が入国する際の水際対策において県内企業等が負担する宿泊施設の費用等について補助を行うことにより、県内企業等における円滑かつ適正な外国人技能実習生等の受入れを支援することを目的とする。

(定義)

第3条 本要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 「水際対策」とは、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、海外から入国した者が公共交通機関の不利用や宿泊施設における待機等を求められる国の措置をいう。
- (2) 「外国人技能実習生」とは、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第一の二の表の技能実習の在留資格を有する者をいう。
- (3) 「特定技能外国人」とは、出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の特定技能の在留資格を有する者をいう。
- (4) 「監理団体」とは、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条第10項に定める「監理団体」をいう。
- (5) 「県内企業等」とは、県内に所在する事業所において外国人技能実習生等を雇用する法人又は個人をいう。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に定める者であって、補助金の交付対象となる経費を現に負担した者とする。

- (1) 外国人技能実習生等を受け入れた県内企業等
- (2) 県内企業等で雇用される外国人技能実習生を受け入れた監理団体

(補助対象経費及び期間)

第5条 補助金の交付対象となる経費及び補助金額の算出方法は別表のとおりとする。

- 2 補助金の交付対象となる経費は、令和3年4月1日から令和4年3月18日までの間に交付対象者において支払いがなされたものとする。
- 3 補助金の交付対象となる経費には、消費税及び地方消費税相当額は含まないものと

する。

(補助金の交付申請)

第6条 交付対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、令和4年3月18日までに福岡県知事(以下「知事」という。)に提出しなければならない。

- (1) 役員名簿(様式第1号の2)
- (2) 誓約書(様式第1号の3)

(交付決定等)

第7条 知事は、前条に規定する外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定の上その額を確定し、交付決定(補助金確定)通知書(様式第2号)により申請者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

- 2 福岡県補助金等交付規則第13条に規定する実績報告は、前条に規定する外国人技能実習生等受入企業緊急支援事業補助金交付申請書の提出をもってなされたものとみなす。
- 3 知事は、申請の内容がこの要綱に定める要件を満たさないと判断したとき又は予算の上限に達したときは、不交付決定通知書(様式第3号)によりその旨を申請者に通知するものとする。

(交付の取消及び補助金の返還)

第8条 知事は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、様式第4号により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に補助金が交付されている場合は様式第5号により補助金の返還を命ずることができる。

この場合において、取消しにより申請者に損害があっても、知事はその損害の責めを負わないものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定後、この要綱に定める要件を満たさないと判明したとき。

(帳簿の備付)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象となる経費に係る証拠書類その他関係書類を整備し、当該事業年度の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月21日から施行し、令和2年度から令和3年度までの補助

金について適用する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行し、令和2年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月24日から施行し、令和2年度の補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	補助金の交付対象経費	補助金額の算出方法
総則	<ul style="list-style-type: none"> 補助金の対象となる経費は、下記①～④とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金額の上限は、申請に係る外国人技能実習生等の人数に15万円を乗じた金額とする。 上記上限額の範囲内で、下記①～④の補助対象経費についてそれぞれ算出された補助金額を合計した金額を交付するものとする。
①	<ul style="list-style-type: none"> 県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において県内企業等が負担する宿泊施設（ホテル、旅館等）の宿泊費（室料） <p>※外国人技能実習生等が入国日から水際対策として求められる待機期間中にかけて宿泊する経費に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは対象としない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 宿泊費（室料）の実支出額に補助率3/4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。 宿泊日数は、15泊を上限とする。
②	<ul style="list-style-type: none"> 県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から移送するため、県内企業等が負担する貸自動車（レンタカー）の借上費 <p>※外国人技能実習生等の移送に必要なもの（迎えのための往路を含む）に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは対象としない。</p> <p>※水際対策として公共交通機関不利用を求められている期間のみを対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貸自動車（レンタカー）借上げに係る実支出額に補助率3/4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。

<p>③</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から移送するため、県内企業等が用いる自家用車又は貸自動車（レンタカー）の燃料費 <p>※外国人技能実習生等の移送に必要なもの（迎えのための往路を含む）に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは対象としない。</p> <p>※水際対策として公共交通機関不利用を求められている期間のみを対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 福岡県内から各受入空港までの往復を行う場合、自動車1台につき、下記の表に定めた定額とする。 <table border="1" data-bbox="815 295 1426 542"> <tr> <td>成田国際空港</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td>東京国際空港（羽田）</td> <td>33,000円</td> </tr> <tr> <td>中部国際空港</td> <td>24,000円</td> </tr> <tr> <td>関西国際空港</td> <td>19,500円</td> </tr> <tr> <td>福岡空港</td> <td>1,200円</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> 受入空港から福岡県内までの片道のみ自動車を使用する場合は、上記の表の金額の1/2とする。 上記の表以外の空港からの受入れを行う場合など、上記表の金額により難しい場合は、申請者が提出した書類をもとに、下記の計算式により算出した金額とする。 <p>走行距離（km）（県が最短の距離として認定する距離）×20円×3/4 （1円未満の端数は切り捨て）</p>	成田国際空港	36,000円	東京国際空港（羽田）	33,000円	中部国際空港	24,000円	関西国際空港	19,500円	福岡空港	1,200円
成田国際空港	36,000円											
東京国際空港（羽田）	33,000円											
中部国際空港	24,000円											
関西国際空港	19,500円											
福岡空港	1,200円											
<p>④</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県内で雇用される外国人技能実習生等が入国する際の水際対策において、外国人技能実習生等を空港等から移送するため、県内企業等が負担する有料道路通行料金 <p>※外国人技能実習生等の移送に必要なもの（迎えのための往路を含む）に限るものとし、企業担当者等の出張に係るものは除く。</p> <p>※水際対策として公共交通機関不利用を求められている期間のみを対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 有料道路通行料金の実支出額に補助率3/4を乗じて得た額とし、円未満の端数は切り捨てるものとする。 										